

日野町告示第40号

令和5年第6回日野町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年11月6日

日野町長 塚 田 淳 一

1. 期 日 令和5年11月10日
 2. 場 所 日野町議会議場
 3. 付議事件 令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）
-

○開会日に応招した議員

小 林 良 泰	小 河 久 人
坪 倉 敏	中 山 法 貴
梅 林 智 子	金 川 守 仁
松 本 利 秋	安 達 幸 博
竹 永 明 文	中 原 信 男

○応招しなかった議員

な し

第6回 日野町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和5年11月10日 (金曜日)

議事日程

令和5年11月10日 午後2時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- (1) 議会関係の報告 (議長)
 - (2) 一般行政報告 (町長)
- 日程第4 議案第69号 令和5年度日野町一般会計補正予算 (第5号) (町長)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- (1) 議会関係の報告 (議長)
 - (2) 一般行政報告 (町長)
- 日程第4 議案第69号 令和5年度日野町一般会計補正予算 (第5号) (町長)
-

出席議員 (10名)

1番 小林良泰	2番 小河久人
3番 坪倉敏	4番 中山法貴
5番 梅林智子	6番 金川守仁
7番 松本利秋	8番 安達幸博
9番 竹永明文	10番 中原信男

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 中 田 早 文 書記 ————— 吉 川 理 恵
書記 ————— 瀬 崎 将 太

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 塚 田 淳 一 副町長 ————— 音 田 守
教育長 ————— 生 田 求 総務課長 ————— 景 山 政 之
住民課長兼会計管理者 ——— 荒 木 憲 男 企画政策課長 ————— 神 崎 猛
健康福祉課長 ————— 住 田 秀 樹 産業振興課長 ————— 五 百 川 和 久
建設水道課長 ————— 音 田 雄 一 郎 教育課長 ————— 遠 藤 律 子

午後 2 時 3 0 分開会

○議長 (中原 信男君) ただいまの出席議員数は 10 人であり定足数に達していますので、これより令和 5 年第 6 回日野町議会臨時会を開会いたします。

出席議員には、例規の確認のためタブレット端末機を使用許可をしますので御了承ください。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました日程のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 (中原 信男君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、9 番、竹永明文議員、1 番、小林良泰議員の 2 名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長 (中原 信男君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の 1 日間にいたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日の1日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（中原 信男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本町の監査委員から、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。別紙写しを配付し、報告といたします。

次に、議会関係について報告いたします。

10月1日、全町一斉防災訓練が行われ、災害対策本部副本部長として議長が本部員として参加いたしました。

10月14日、第64回体力づくり日野町駅伝競走大会が開催され、議長が出席しました。

10月16日、西部町村議会議長会連絡会が江府町で開催され、議長が出席しました。

10月17日、総務経済常任委員会を開催し、農業問題について検討を行いました。同日、教育民生常任委員会を開催し、日野高校を視察し校長と意見交換を行いました。

10月18日、日野郡議員研修会が日南町で開催され、議長ほか議員が出席をいたしました。

10月19日、日野町戦没者追悼式が開催され、議長が参列いたしました。

10月23日、西部広域行政管理組合議会総務消防常任委員会が開催され、議長が出席しました。

10月23日、30日、11月6日、議会だより137号発行のため議会広報常任委員会を開催しております。

10月26日、町老人クラブ連合会主催のグラウンドゴルフ大会がカワコふれあい公園で行われ、議長、副議長が出席しました。同日、日野町江府町日南町衛生施設組合の行政調査が鳥取市で行われ、関係議員が出席いたしました。

10月31日、議員懇談会を開催しております。

11月7日、江府町制70周年記念式典が挙行され、議長が出席いたしました。

11月8日、総務経済常任委員会が農業委員会の農地パトロールに同行し、現地調査を行いました。

続きまして、一般行政報告を埴田町長が行います。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） まず初めに、町民及び議員の皆様に御報告とおわびをさせていただく所

存でございます。

先月の10月16日から20日にかけて、松江税務署による税務調査が本町において実施され、本町が報酬などを支払う際に源泉徴収すべき所得税の引き去り額に不足や不納付が発生していることが判明いたしました。多くの関係者の皆様をはじめ町民の皆様に多大なる御迷惑をおかけしましたこと、急遽ではございますが臨時議会を開催いただくことにつきまして心よりおわび申し上げます。

指摘されました内容は、議員報酬の源泉所得税の過少納付14名分900万6,856円、個人に対する源泉所得税の過少納付3名分1万7,909円、個人事業主に対する源泉徴収漏れ3名分13万2,219円で、合計915万6,984円が不納付の源泉所得税となっております。

さらに、不納付の源泉所得税とは別に不納付加算税88万4,000円及び延滞税が発生することとなりました。特に議員報酬につきましては、令和元年5月、議員改選時から令和5年9月まで誤った税額を源泉徴収しており、税務署の指摘を受けるまで続いておりました。原因といたしましては、源泉徴収に関わる職員の認識誤り及び確認不足があり、一個人のミスにとどまらず組織的なチェック体制が不十分であったことにより招いた結果であり、さらに詳しくこのように至った原因を調査し、職員全員が危機感を持ち組織全体でミスを防止する体制、意識を整えるよう、再発防止策を講じてまいりたいと考えております。

まずは早急に不足や不納付となっている源泉所得税、不納付加算税及び延滞税を納めるよう、本日の議会臨時会の議案として一般会計補正予算を提案させていただきたく存じます。

このたびのことを厳粛に受け止め、法令を遵守し信頼回復と再発防止に向け職員一丸となって取り組んでまいります。このたびは誠に申し訳ございませんでした。

それでは、9月28日の定例会以降の一般行政報告をいたします。

まず初めに、10月1日に実施いたしました全町一斉防災訓練について御報告いたします。

今年の全町一斉防災訓練は、日野町を震源とする震度6強の地震が発生したことを想定し訓練を実施いたしました。今年は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、町民の皆様には仮避難所まで集まっていただく訓練を4年ぶりに実施し、各自治会には町の災害対策本部との情報連絡体制の確認訓練を行いました。また、災害対策本部では消防団の出動をはじめ鳥取県、江府消防署及び黒坂警察署からもリエゾン派遣をいただき、様々な被害状況の報告に対する対応について体制編成表に基づき訓練を行いました。

さらに、指定避難場所である町公民館と福祉避難所である老人福祉センターでは、町社会福祉協議会及び黒坂地区自主防災委員会と合同で段ボールベッドや簡易トイレの組立てを行い、避難

所の開設及び運営の訓練も実施いたしました。人はいざ現実に直面したとき慌ててしまい、自分がまず何をすべきか、どんなことに注意を払わなければならないか分からなくなってしまいがちでございます。一つ一つの行動を確認しながら、実際にやってみる有意義な訓練になったのではないかと思います。

次に、10月9日には第1回日野町ニュースポーツ大会を黒坂地区、根雨地区それぞれの町社会体育館で開催いたしました。黒坂地区は7チーム59名、根雨地区も7チームで42名の参加がございました。初めてニュースポーツの競技をされる町民の方が多く、小さなお子様から高齢の方まで幅広い年代から参加いただき、にぎやかに開催することができました。参加者は種目ごとに真剣に、また和気あいあいと競技されて、住民同士の触れ合いも深まる大会となりました。

10月12日には日野郡3町合同で中山間地域等における持続可能な医療の確保について、鳥取県庁において知事への提案、要望を行いました。これは日野郡3町を中心とした中山間地域の医療提供体制を維持し、これに必要な医療人材を確保するための先駆的な取組を鳥取県と日野郡3町とが連携して対策を推進する仕組みづくりの構築をお願いしたものでございます。

具体的には、日野郡3町における小児科医共同雇用の取組に対する支援、電子カルテ共有システムや遠隔診療システムを活用した病院、診療所間連携の取組に対する支援、総合診療医の育成強化を図るための鳥取大学医学部地域医療学講座の体制拡充などを要望し、知事からは前向きな回答をいただいたところでございます。今後も住民の皆様の安心安全な生活を確保するため、地域医療の確保について鳥取県及び日野郡3町の連携を強化してまいりたいと存じます。

10月14日には第64回体力づくり日野町駅伝競走大会を開催いたしました。当日は天候に恵まれ、駅伝の部の一般の部に12チーム、女子の部に2チーム、高校生の部に4チーム、計12チーム36名の参加をいただきました。また、ミニマラソンの部には21名の参加がございました。日野高校の生徒や日野学園の児童生徒も多く参加し、選手が力走する姿に沿道からも多くの町民の方に声援をいただいて盛大な大会となったと思っております。

次に、10月19日には令和5年度日野町戦没者追悼式を戦没者慰霊碑前で行いました。来賓及び御遺族の方9名が参列され、戦没者の御冥福と恒久平和をお祈りいたしました。

10月21日から10月22日の2日間、第46回生きいき“ひの”ふれあい祭りが役場前駐車場、山村開発センター及び文化センターを会場として開催されました。2日間にわたり町内を中心に活動される団体や個人による販売、作品展示、芸能発表などが行われました。初日、オープニングアトラクションとして日野高校郷土芸能部が荒神神楽を披露され、イベント開催を大いに盛り上げていただきました。2日目は令和のふいご祭を同時に開催するなど多くの方々に訪れて

いただき、昨年を上回る延べ600名の参加があり、にぎわいのあるイベントとなりました。

10月26日には、令和5年度鳥取県日野郡連携会議が本町の役場大会議室で行われました。鳥取県から平井知事、日野郡3町の町長をはじめ関係者が出席し「小さいからこそできる」人材育成と地域資源の活用により持続可能な日野郡を創る」を全体テーマに意見交換を行いました。会議では、若手職員が進める日野郡ウチまち化プロジェクトや郡内の保育士、保育教諭の交流、サイクリングルート設定による自転車活用の推進について話し合わせ、これら3つの事柄について連携して推進することを合意し、共同宣言といたしました。

急速に進む人口減少の中、日野郡3町と鳥取県が手を組んで地域課題の開発に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

11月3日です。このたび内閣府により11月3日発令の秋の叙勲受章者が発表され、本町農業委員会会長の長住武美さんが旭日単光章を受章されることとなりました。長住さんにおかれましては平成13年に本町農業委員会委員になられ、平成19年に会長職務代理、平成22年から現在まで会長を務めておられます。このたびの受章は、長住さんの農業委員会での活動等における長年の功績が認められたものでございます。この場をお借りしまして、お祝い申し上げたいと思います。

11月4日には鵜の池湖畔町有林において株式会社ミヨシ産業によるとっとり共生の森森林保全活動が行われました。当日は株式会社ミヨシ産業の谷野代表取締役社長を含め30名の方に御参加いただき、イロハモミジ15本とコナラ120本を植樹していただきました。また、活動後は隣接する鵜の池公園キャンプ場でバーベキューやキャンプをお楽しみいただいたところがございます。鵜の池周辺がさらに豊かな自然に恵まれ多くの皆さんに親しまれる場所となるよう、株式会社ミヨシ産業に御協力いただきながら取り組んでまいりたいと考えております。

11月4日、5日の2日間、下榎隣保館を会場に第46回日野町解放文化祭を開催いたしました。2日間にわたり、榎の実学習会の学習成果、ひのっこ保育所の園児や日野学園、日野高校の児童生徒、人権団体などの作品展示、バザーや即売会などを行いました。4日は里山元気塾の塾長、小谷博徳さんの講演、5日には餅つき、バルーンアート実演会を行い、多くの人でにぎわったところがございます。4日から5日にかけて130名以上の来場があり、人権問題について考えたり触れ合いを楽しんだりすることができたと感じております。

11月7日、西日本旅客鉄道株式会社山陰支社により開催された特急やくも新型車両の内覧会に参加し、根雨駅から米子駅まで新型車両の273系に乗車いたしました。新型車両は車体に温かみのあるやくもブロンズという色が用いられ、車内は座席間隔の拡大や乗り心地の改善をはじめ

め車内W i - F i や全席へのコンセント設置、グループ向け座席の設置や車椅子スペースの拡大、バリアフリートイレの設置など快適性が向上しておりました。特急やくもの新型車両は、伯備線沿線や山陰の新たな観光資源になるものと期待しております。

以上が一般行政報告でございます。

○議長（中原 信男君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第69号

○議長（中原 信男君） 日程第4、議案第69号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ただいま上程されました議案第69号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。議案書を御覧いただきたいと思っております。

この補正予算は、歳入歳出それぞれ1,053万1,000円を追加し、予算総額を39億315万8,000円とするものであります。

補正額等は2ページ第1表、歳入歳出予算補正を御覧いただきたいと思っております。

このたびの補正予算では、先ほど御報告申し上げました令和5年10月に行われた松江税務署の税務調査により、本町が報酬などを支払う際に源泉徴収すべき所得税に不足や不納付があることが判明したため、不納付となっている源泉所得税915万6,984円及びこれに係る不納付加算税88万4,000円及び延滞税48万9,100円を米子税務署に納めるための予算を計上させていただいております。

町といたしましては、本臨時会で予算をお認めいただき、速やかに支払いの準備を進め、11月13日には米子税務署に納付させていただくようお願いするものでございます。

このような議案を上程することにつきましては町長として大変責任を感じているところで、多くの関係者及び議員の皆様、そして町民の皆様に多大なる御迷惑をおかけしましたことに対し重ねて心よりお詫び申し上げます。

以後、このような事案が生じないよう原因をしっかりと調査し、責任の所在を明らかにしてまいります。このたびのことを厳粛に受け止め、法令を遵守し、信頼回復と再発防止に向け職員一丸となって取り組んでまいります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、御審議いただきますようよろしくお願い

いたします。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 議案第69号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）について御説明いたします。

予算書3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書は御覧をいただきたいと思います。

4ページ、歳入について。繰入金、基金繰入金は本補正の財源として財政調整基金からの繰入金として137万5,000円の増額です。諸収入、雑入はこのたび町が一括して米子税務署に納める源泉所得税分について、改めて個人から町に納めていただく返納金として915万6,000円を計上しています。

次に、歳出について御説明いたします。総務費、総務管理費、一般管理費は補償補填及び賠償金が不納付となっている源泉所得税915万6,984円、これに係る不納付加算税88万4,000円及び延滞税48万9,100円を補填するための費用として1,053万1,000円を計上しております。不納付となっている源泉所得税915万6,984円につきましては、全額を改めて個人から町に納めていただくことといたしております。

なお、延滞税は11月13日に速やかに納付させていただくことをもって計算した額でございます。

以上が一般会計補正予算（第5号）の提案説明でございます。

○議長（中原 信男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑は歳入歳出全般にわたって行います。質疑ありませんか。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） それでは、質問したいと思います。先日の議員懇談会、今日の全協でも説明いただきまして、これは職員の簡単なミスということでチェック機能ができなかったことでこういうことが起きたということですが、税は国民の義務ですので当然我々も不足分はこれは納付しなければいけないというふうに思いますし、します。ただし、今回のことで起きた不納加算税と延滞料について今回130万9,100円ほどこれを基金を取り崩して、基金というのは町民のこれは貯金ですよ。基金を取り崩してその分を補うということになってますが、この基金で補うこれは町民に負わせるということですか。それについて、町長の説明をお願いします。

○議長（中原 信男君） 埜田町長。

○町長（埜田 淳一君） 9番議員さんからの御質問でございます。

今回、源泉徴収税率を誤った税率を適用したことによって不納付が発生し、その延滞も含めていろんな経費が発生した。本税以外の発生した経費について町のお金で、町民共有のお金なんじゃないかということでございます。確かにおっしゃるとおりでございます。

それをどうしていくかということについては、総務課長のほうから詳しく今の状況を含めて答弁させていただきたいと思えますけれども、非常に入り口のほうで単純なミスではないかっていうお話、確かに形式的には私単純なミスだと思うんですけど、ちょっと深いミスかなど。単純がゆえに深いミスなんじゃないかなっていうふうに思ってます。そういった面も含めて、今からその関係職員さんの聞き取りをやったり調査をしていかないといけない。その調査によっては、いろんなことが発生するのではないかなっていうふうに私は考えております。

補足のほうを総務課長からさせます。

○議長（中原 信男君） 町長、ちょっと待ってくださいよ。総務課長の答弁の前に、9番議員が言われたのは、この不納付加算税あるいは延滞料について基金で処理してることは町民に負担をさせるんですかという趣旨の質問でございました。そのことについて町長がどういう判断をされるのかという質問だったので、総務課長が答える云々というよりは町長御自身がこの問題に対する責任の判断を述べていただけませんか。そうせんと9番議員の質問に対する答えになっておりませんのでよろしくお願いします。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 今、今回提案させていただいたのは速やかに処理しないとイケないということで、これは御理解いただきたいと思えます。

そして、町民の税金で対応してそのままにしておくのかというようなことは決してそういうことではないし、そういうことはできないのではないかなっていうふうに。ただ、それはよく調べてみて、どういう責任が発生してるかっていうことを見定めた上でないとなかなかこうです、ああです、ここまでです、あそこまでですというのはちょっと申し上げれないと思っております。

そしてこれは質問にもなかったんですけども、組織を束ねる私としても責任はあるというふうに自覚しております。以上です。

○議長（中原 信男君） 竹永議員、よろしいですか。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 今の答弁では、じゃ簡単に言えば当面は町民の皆さんの税金でこれを支払いをして今後考えるということだというふうに私は理解しましたが、本来から言えばこれは発覚したのは先月の20日ですよ。今日は10日です。20日たってるんですよ。その

間にも延滞金はどんどんついてるわけなんですよ。これは今回の事例の発生について、町長はどのような認識でどのような責任を感じたのか私は理解できない。当然こういう町民の血税を使う場合には、その不足分についてはある程度のこういうことでやるということを出さないとなかなか理解できない。それについてはどう思いますか。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 税務調査が16日から20日まで入って、公表20日。それから公表についての要は異論、反論がある期間も設けてあって確定をした。それに何日か要した。そして議員の皆様にも御説明させていただいて、本日の臨時会。確かに期間がちょっとあるかもしれませんが、可能な限り速やかに私どもも対応させていただきましたし、議会の皆様にも御無理を言ったというふうに感じております。

それが一つと、もう一つ何でしたっけ。

○議長（中原 信男君） 町長、町民の負担に対する考え方をもう一回。

埴田町長、どうぞ。

○町長（埴田 淳一君） 重ねての最初の問いとちょっと重なるのかなと思いますけれども、町民の方に全部賄ってくださいよっていうようなんじゃないで、やはり責任の所在とかそういうのを明確にしていってどうなるっていうことを判断していかないといけないと思っておりますので。以上です。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。続けてください。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） じゃもう1点お聞きします。今日の1時半からの全協では、町としての今後の対応ということで事細かく説明を得てます。私は、これがこのとおりでろうというふうには思ってます。その段階で補正予算も組まれたのに、今後この加算金と延滞金については一応町費で払って、これから考えるというのは私は遅いと思う。本来なら、ここでこういう今後これについてはどうであるという考え方をやっぱり町長のほうから説明していただければ、町民の皆さんに説明つきません。それについてはどういうふうにお考えですか。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 本日の全員協議会のときに、この案件における責任ということで申し上げさせていただきました。この責任の所在を明確にするため今後詳しく調査し対応してまいりたいということで、いろいろ関係の方もおられます、職員もおられます。やっぱりその辺責任を明確にした上で、善処というか対応していくということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 8番。若干の質問をしながら、最終的には先ほどから議論になっているところにもう少し詳しくお聞きしたいと思いますが、まずその前段で私たちはこのたびの臨時会は一日も早く開いてきちんと納税するものはしないといけないという立場で今この場に立っております。そこはきちんと私たちも認識はしておりますので、御理解をいただきたいと思いません。

そこで、このたびの源泉徴収額が過少だった案件は、議員報酬とそれから個人、それから個人事業主、この3つの背景があります。我々議員は、こういうふうに直接いろいろ質問したりとかありますので理解はしております。私たちの議員に全くの過失はなかったと私は判断しております。それぞれが給与報酬総額を過少に申告したわけでもなく、その辺はたまたまその申告しておる総額報酬に対しての源泉徴収額が少なかった。これは役場の引くことが少なかったために起きた事件であるというふうに理解しておりますので、その点は一度ここで立て替えて納付をすればそれぞれ1年ごと、この5年間それぞれ議員は確定申告しておりますので還付がある。税務署からそれぞれ個人に還付がある。その還付を今度は役場に返すということで実害はそここのところはないというふうに理解しながら、こういった案件に今質問したりこれからいたします。

そこで、我々議員はそういうふう感じておりますが、そのほかの個人、それから個人事業主にこのことを説明に回られたと思いますが、そのときのそれぞれの考え方、感想はどういうことをおっしゃったのかお聞きしたいと思います。

○議長（中原 信男君） 景山総務課長。

○総務課長（景山 政之君） 安達議員の質問にお答えいたします。

今おられます10名の議員以外にも元議員でおられた方4名並びに個人の方3名、個人事業主3名の方、それぞれ皆様におわびと御報告をさせていただきました。皆様内容については御理解をいただき、日野町が今後行う手続につきまして納得はしていただいたものというふうに考えております。

今後につきましては改めてより詳しく御説明をし、返納をさしていただくように作業を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（中原 信男君） 8番、安達議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 8番。それでは、このたびの関係者も一定の理解をされておるといことで、今日の結果を見ながら粛々と進んでいくんだらうというふうに伺いました。

そこで、先ほどから言っております915万6,000円、これは一度立て替えるけど還付が

あった後にそれぞれの役場に返すので実害はないということをもまず押さえておきたいと思います。

そこで、先ほどから問題になっておりますのは、137万5,000円を貯金を取り崩して支払うというここにあります。そこで、私はそもそも今言いましたように議員にも責任はないし、個人さんにもなく個人事業主さんにも全くこのたびの事件については過失はないというふうに思っております。ということはどこに過失があるかという、役場に過失があったわけでありまして。その最高責任者は町長であるわけです。多くの携わった職員がそれぞれ責任もあると思います。

そこで、私はこの137万5,000円が全く町民にも過失がないのに、町民がなぜ負担をしなければならないかというところがやっぱり争点になると思うんです。先ほど申し上げましたように、このたびの過失は役場なんです。ということは、役場的に責任を取らなければならないと私は思うんです。その最高責任者は町長です。町長がきちんとリーダーシップを発揮して、どのように責任を取るかという議論をやっぱり庁舎内できちんとされて本日に向かうべき。町長は自分自身はされたと思っておられるかもしれない。再発防止をして調査をして、それぞれ責任があるものからどういうふうに今後考えるかっておっしゃるけれども、私は違うと思うんです。庁舎内で責任がある以上は、この137万5,000円は全て町長が先頭になって負担をされるべきだと私は思っております。その言葉がない限りは、責任を取って私は誰が何ぼ負担しなさいなんていうのをここではなかなか言えないと思うんです。でもその137万5,000円は、町長はじめ私が責任持って職員と共に過失の割合を含めて負担をしますというぐらいな覚悟がこの20日間なければこの状態にはならないと私は思うんですが、町長の考えをお聞きします。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 関係者そして町民、そして役場、そういう役割の中で議論を構成されて、まさに議員おっしゃるとおりだと私も思います。この発生したときにどこに責任があるかっていうと、この案件につきましては役場です。少なくとも組織を束ねる私には責任があると思います。

あと、その再発防止も含めてどういうふうな対応をしていくか。やっぱり今、遅いって言われて大変、できるだけ早くやってるつもりなんですけれども、まずは返済っていうか振込をまずやって、あわせて、いろんな原因究明、調査、責任の所在の在りかをはっきりさせていくっていうようなことを今取り組んでおりますので、この辺議員のイメージからしたらちょっと遅いんじゃないかということですけども、非常に大きな案件でございますのでしっかり調査をしてまいりたい、そう思っています。以上です。

○議長（中原 信男君） 8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 今の答弁からも分かるように、この137万5,000円をどの

ように補っていくかというそのことの担保が我々には伝わってこないんですよ。所在をはっきりしますとか。私は、所在はそれぞれある。さっきから言いますようにそれぞれあって、何割この人に過失があるのかというような、あると思うんです。それぞれの者に対して減俸なり訓告なり、いろんな措置がこれから発生すると思うんです。それはそれでいいんです。それはやってもらわなければなりません、全て137万5,000円を職員のそういう減俸あるいは何らかの方法があるかもしれませんが、それで賄うんだという。町長が全額持つとか、副町長と2人で持つとか当時の担当課長で持つとか、そういう具体的なことを私は今この場ではできないと思います。しかしその心構えが私たちに伝わってこない、1円たりとも町民に負担さしたら私は駄目だということを強く申し上げておるんであります。そのことが担保できなければ、今回納税はしなければならないということはあったにしても大変重い決断をしなければならないことだって起こるといふに私は思っておりますので、再度そういった意味での町長の強いリーダーシップの下のお考えをお聞きいたします。

○議長（中原 信男君） 塚田町長。

○町長（塚田 淳一君） 最初の議論の中で責任はどこにあるか。役場でございます。おっしゃるとおり。それでその責任の部分で、その責任の対価として130万、それを全額補填するのかわどろのかっていう部分ですよ。それもいろいろ検討しました。基本は恐らくそうなんだろうなと思います。ただ、私の頭の中でちょっとうろっとしてるのがあるんです。要はシステム障害とか誰の責任も帰さないものってというようなこともひょっとしたらある。誰かの、例えば私の責任に帰する部分もあるんでしょういろいろな責任、そういうのを全部足し合わせてイコールその数字になるかっていうとちょっとまだ調査してみないと定かでないので、そこを責任がないという話ではないと思いますけれども、調査した上で御報告し、そして補填というんですか、そういうふうにしてまいりたいなと思います。以上です。

○議長（中原 信男君） そのほか。

7番、松本利秋議員。

○議員（7番 松本 利秋君） 7番。2人の同僚議員と同じような話になるとは思いますけれども、私の考えも申し上げたいと思います。

先ほどから出ておりますけれども、町民の皆さんが理解をしていただきたいと思いますので再度繰り返しになりますけれども話したいと思います。

予算額でございますけれども、1,053万1,000円のうち915万6,000円については税務署に一括お支払いして、対象者に還付されるということでございます。よって、同額の

915万6,000円を町に還付していただきます。実際は、先ほども同僚議員が申されました、町長も話されましたけれども137万5,000円ということで理解、よろしゅうございますでしょうかね。要望されたのが137万5,000円ということで、この問題について。915万6,000円は返ってくるわけでございますので、一旦払って。いいですね。

それで私も先ほど同僚議員が言われましたようにこの責任の所在は明確にするという町長が言われましたけれども、私もこれは町長に責任があるというように思うわけでございますけれども、先ほど答弁されましたけれどもそういうことで、とにかく責任を明確にさせていただきたいということでございます。

○議長（中原 信男君） 町長の責任を明確にしてほしいということですね。数字のことはいいですね。

○議員（7番 松本 利秋君） ええ、数字のほうは先ほど同僚議員の……。

○議長（中原 信男君） 埴田町長、町長の責任を明確にしてほしいと。

埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 3名の議員さんから御質問いただいて、その責任の所在はの中で7番議員さんから町長の責任を明確にしろっていうことですがけれども、先ほど議場でもここでも申しましたけれども、私に責任がないというふうには全然感じておりません。責任があるというふうには自覚しております。以上です。

○議長（中原 信男君） そのほかありませんか。

3番、坪倉敏議員。

○議員（3番 坪倉 敏君） 3番、坪倉でございます。

先ほどから竹永議員、安達議員とずっと質問されてまして私もそのようなことになるんですけども、この源泉税というのは執行部の総務課長もおっしゃるようにこれは給料、報酬を払ったところが源泉して、そして翌月の10日までに払う。私がやってたときは大体そんな感じだったと思うんですけど、これには非常に厳しいやっぱり延滞金とかついてまいります。それでこれを間違っただけで不足のまま徴収して払ったりとか当然ながら徴収してなくて払わなかったといえ、それはもう本当罰金的なものが来る。今回それが来たんだらうなと私は感じております。

先ほど町長も全員協議会で何で松江の税務署が来たのかということをおっしゃったんですけど、これは明らかにどうも日野町はおかしいんじゃないかということでクロス検査で松江のほうから入られた可能性が私はただあると思います。本当に残念なことだと思います。

そこで、私、質問なんですけれども、この新聞とかネットの報道なんか見ますと非常に議員さ

んたちが1,000万近くの脱税をしとったような書き方もあったりして、捉え方もあるわけです。私は、この問題を解決してもらおうところでそういうところを今日の全員協議会でも説明があったんですけども、そうではないんだと。これは何も議員には責任はなくて、ちゃんと納めてそしてまた還付してもらおう。そういうシステムになるというところをぜひこの問題を解決するに当たってはちゃんと町報なり、それから防災無線なりで町民の皆さんに分かるように説明していただきたい、そういう具合に思います。

それから、いよいよ質問なんですけれども、当然ながらさっきも言いましたように滞納したら延滞金とか不納付加算金、これが137万5,000円ほどつきますが、私はこれを一々担当職員とかあるいはその部署で責任持つとかいうふうなことをしたら、それは大変なまた問題をはらむと思います。しかしながら、町長にはやはり私は任命責任、それから担当課のそれなりの責任の部署のある課長とは言いませんけれども、責任部署の方は当然ながら私はやっぱり幾ばくかのそこら辺の責任を取ってもらう必要があると思います。本当にじくじたる思いでこの採決に私たちも向かっていくわけなんですけれども、これは解決しなければなりません。そのためには、はっきりと町長がここでそういう執行部の責任を取るんだということを私はおっしゃっていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） 重ねての関係部局、首長も含めて責任の所在、責任がないということではございませんので責任はあるっていう中で調査して、その責任の軽重、誰がどういう関わり方をしてどの程度の責任があるのか。それを明らかにしていくっていうことで、それがまた再発防止にもつながるっていうふうに私は考えております。お答えは以上です。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。

3番、坪倉敏議員。

○議員（3番 坪倉 敏君） 私も若いときにこういうふうな事務やってて、毎年やはり源泉税の確定申告の勉強会とか税務署で説明会がありました。恐らく役場の職員の方も担当者は何回か行かれたと思います。しかし、そこに私は責任があるとは思いません。これはやっぱり任命責任の町長、それから監督責任の上司にあると思いますんで再度言いますが、はっきりと責任を取りますとそういう具合におっしゃっていただきたいと思います。

○議長（中原 信男君） 埴田町長。

○町長（埴田 淳一君） ずっと同じトーンでやってるんですけども、責任がない、責任を取らないという言い方ではなくって、責任は8番議員さんおっしゃいましたけども議員、関係者、町

民、そして役場っていうそういう関係の中で今回責任があるのはどこかっていうことで、それは役場でしょう。役場はちゃんとその起こった事案に対して調査をして責任の所在を明らかにするっていうことですから責任はあるし、責任を取るっていうことでございます。

○議長（中原 信男君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようですけども、私のほうから少し意見を申し上げたいと思います。

この問題に関するただいま様々な意見が出てまいりましたが、大事なところはやはりこの臨時会における町長以下の協議体制がしっかりできてなかったように思われます。発言の具体的な答弁が、8番議員が発言されたように議会に対しての担保になっておりません。町長は、最低でもこの問題に対する責任は感じてるといふ発言は何回もされております。ただ、そこでいついつまでにどういう判断をするというところは具体的に出てまいりません。最低でもそのことは我々議会に示す必要はあるんじゃないかと私は個人的に思います。そのことに対する答弁は要りませんけども、そのことだけ私は付け加えさせていただきたいというふうに思います。いついつまでに判断を議会に示すというところがあれば、やはりこの問題に対する認識はある意味共有できていけるんじゃないかというふうに思いますし、町民の理解もある一定の理解は得られるのではないかというふうに感じております。以上です。

ないようでしたら、これで質疑を終わります。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中原 信男君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

9番、竹永明文議員。

○議員（9番 竹永 明文君） 私は、今回の予算について反対の立場で討論いたします。

先ほど質疑でも言いましたように、これミスというのはどこでもあることですが、その後の執行部の対応が曖昧である。一番は大きな問題は、先ほど言ったように源泉徴収税、我々も関わってますが当然払わなければいけません、義務ですから払います。ただ、一番問題なのは、先ほど言いましたように不納付加算税とか滞納金をこの予算では町民に払っていただく予算であって、再々の質疑でも町長自身がこれについては執行部で全額ちゃんといつまでに処理しますとかいうような答弁がありません。考える、調査するというこういう空手形のような予算は私は断じて町民の税金を使うべきではないということで、反対の討論をいたします。

○議長（中原 信男君） 次に、賛成の討論ありますか。

3番、坪倉敏。

○議員（3番 坪倉 敏君） 私は、この補正予算には賛成の立場でございます。

先ほども言いましたように、源泉税というのは払ったところが源泉して徴収してそれを支払う義務があります。これを怠っていたということは、間違いであろうがどういう根拠であろうが私は罰金をつけて払うのがやっぱりその当事者だと思っております。

それでそれに対してそれを補填するかどうかというのは、先ほど来町長からも答弁が出ておりますけれども、それは覚悟を持って私は任命責任をちゃんと遂行していただく。そこに尽きると思います。これは払わないと大変なことになりますので、私は賛成でございます。

○議長（中原 信男君） 次に、8番、安達幸博議員。

○議員（8番 安達 幸博君） 反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほど来ありますように、私も冒頭の質問の前段で申し上げました。納税はしなければならない。これを踏まえて、大変重い決断をしなければならないということを心配しますとまで申し上げて質問をさせていただきました。それが本当に重い決断になってしまったことを大変残念に思います。

私は責任はどこにあるかということをそれぞれ申し上げて、議員でもない、町民でもない、このたびの関係者の個人事業主さんでもない。責任は役場ですということを申し上げました。そして918万というものは、これは循環して実害なく町に戻ってまいります。しかしながら、この延滞税を含めた137万5,000円は町民が負担をすることに相なります。ここで私は1円たりともこの137万5,000円が将来雑収入として入ってこないということになれば、責任は町民にもあったんですということに相なります。そういうことは断じてしてはならないと思います。そのためには、先ほど来口を酸っぱく言いました。町長が責任を持って、リーダーシップをもってこの137万5,000円は補填をするということをおっしゃってくださいと再三申し上げましたが、責任はあるとだけしかお答えになっていないということはまさしくそれが町民に負担をさせるかもしれないというおそれがあるということを私は懸念をいたしますので、このたびの補正予算は反対という立場を取らせていただきます。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかに討論ありませんか。

6番、金川守仁議員。

○議員（6番 金川 守仁君） 私は、この予算について賛成の立場で討論させていただきます。

まず、今議論になっております延滞金の支払いなんです、このまま放置してしまいますと…
…。

○議長（中原 信男君） 金川議員、マイクをちょっと立てて口元で。

○議員（6番 金川 守仁君） 分かりました。また繰り返しますけども、この137万5,000円というものを早期に返済していかなければ、これにまた加算加算でかなりの金額が増幅してまいります。

私の賛成の討論としては、町長が2回もおっしゃいましたけども責任は自分にもあるとおっしゃっています。したがって、私はそれを信じて早急にその辺の判断をしていただけるものと信じておりますので、賛成の討論といたしたいと思います。以上。

○議長（中原 信男君） ほかに討論はありませんか。

5番、梅林智子議員。

○議員（5番 梅林 智子君） 単純で深いミスと町長はおっしゃいました。最初に言うべきですね、すみません。反対の討論をいたします。

町民は、一生懸命日々納税をしています。働いて一生懸命お金払っています。税金払っています。役場がこのような失態をやりました。町民の貯金である基金を取り崩して払います。これに町民の皆さんが納得してくださるかといえば、それはノーであると思います。ですから、例えばいついつまでにこの137万5,000円をこの基金からでなくて、こういう計画で払いますということを示されない限り安心してオーケーと言えません。以上です。

○議長（中原 信男君） ほかに討論。

7番、松本利秋議員。

○議員（7番 松本 利秋君） 賛成の討論をさせていただきます。

先ほども町長が責任があるということをおっしゃいましたし、それを信じて一刻も早く137万5,000円を納めなければいけないということでございますし、先ほど町長も責任があるということをおっしゃいましたので、これを信じて賛成の討論とさせていただきます。

○議長（中原 信男君） ほかに討論ありませんか。よろしいですか。

〔討論なし〕

○議長（中原 信男君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより日程第4、議案第69号、令和5年度日野町一般会計補正予算（第5号）の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中原 信男君） 起立多数。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（中原 信男君） 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中原 信男君） 異議なしと認めます。

これで令和5年第6回日野町議会臨時会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。
終わります。

午後3時38分閉会
